

岐阜県公報

第 三 百 六 十 九 号
令 和 五 年 二 月 三 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

| | | |
|------------------------------------|---------------|-----|
| 土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定の解除 | (環 境 管 理 課) | 三 七 |
| 土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定の解除 | (同) | 三 七 |
| 岐阜県史跡の指定解除 | (文 化 伝 承 課) | 三 八 |
| 保安林に指定する予定である旨の通知 | (森 林 保 全 課) | 三 八 |
| 統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示の一部改正 | (出 納 管 理 課) | 三 九 |

告 示

岐阜県告示第四十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和五年二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する要措置区域

令和三年岐阜県告示第三百五十六号により指定した区域（大垣市河間町二丁目五番並びに三丁目二六番一、二九番、三〇番及び二〇〇番一の各一部）のうち、大垣市河間町二丁目五番及び三丁目二六番一の一部並びに大垣市河間町三丁目三〇番及び二〇〇番一の各一部

二 指定に係る特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

岐阜県告示第四十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和五年二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定を解除する形質変更時要届出区域
令和三年岐阜県告示第三百五十八号により指定した区域（大垣市河間町三丁目二九番及び二〇番一の各一部）の全部（令和四年岐阜県告示第三十一号及び令和四年岐阜県告示第二百四十五号により指定を解除した区域以外の区域）
- 二 指定に係る特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

岐阜県告示第四十六号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第九条第二項の規定により、次のとおり岐阜県史跡の指定が解除されたので、同条第三項において準用する同条例第四条第四項の規定により告示する。

令和五年二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

指定が解除された岐阜県史跡

| 指定番号 | 分類 | 名称 | 員数 | 内 容 | 所在地 | 所有者 | 住 所 |
|-------|----|---------|-----------------------|------------------------------------------------------------|-----------------|-----|------------------|
| 岐史一七〇 | 古墳 | 夕田茶臼山古墳 | 一基 六、六 一〇平方メートル | 三世紀前半の前方後円墳 全長三九・五メートル 長さ一五・〇メートル 前方部幅一〇・くびれ部幅一〇・ | 加茂郡富加町夕田字南洞六番九番 | 富加町 | 加茂郡富加町 滝田一五一一 |

| |
|--------------|
| 五メートル |
| 前面幅一五・一メートル |
| 後円部径二四・五メートル |
| |
| |
| |

岐阜県告示第四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
下呂市萩原町尾崎字洞三六二四の四、三六二四の一五
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
令和五年二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲徳積字ハシカ谷三四〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四十九号

統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示（令和二年岐阜県告示第百五十五号）の一部を次のように改正し、令和五年四月十七日から適用する。

令和五年二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

別表千手堂支店の項中「千手堂支店」を「岐阜支店」に改める。

令和五年二月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社